WTO貿易円滑化協定（Agreement on Trade Facilitation）について

- 1995年のWTO設立以来、**初めて全加盟国・地域が参加**して作成された協定。**ドーハ・ラウンド交渉の重要な成果**の一つ。
- **2017年2月22日に発効**（全WTO加盟国（164カ国・地域）の3分の2（110カ国・地域）以上による受諾が協定の発効要件。）
  2024年６月現在、157カ国・地域が本協定を受諾。 ※我が国は本協定の締結につき国会の承認を得て（2015年4月23日に衆議院で可決、同年5月15日に参議院で可決）、2015年6月1日、WTOへ通知。
- 協定は、**貿易取引の時間とコストを削減**し、**貿易・投資の拡大を通じた経済の成長・発展**を目指すもの。

経緯

2001年11月：ドーハ・ラウンド交渉開始
2004年７月：交渉分野に「貿易円滑化」を追加
2013年12月：ＷＴＯ閣僚会議において貿易円滑化協定交渉妥結
2014年11月：同協定をＷＴＯ協定に挿入するための改正議定書を採択
2017年２月：貿易円滑化協定が発効

2013年12月
閣僚会議（インドネシア・バリ）

協定の主な内容

※我が国は、協定が義務付けている全ての措置を既に実施。

（１）各国が実施すべき措置
貿易規則の透明性の向上に関する措置
・貿易手続のインターネット公表
・貨物輸入前に品目分類等を教示する制度（事前教示制度）の導入　等
税関手続の迅速化・簡素化に関する措置
・貨物到着前の申告・審査やリスクに応じた審査の導入
・貿易関連手続のシングル・ウィンドウ化　等
（２）開発途上国に係る協定実施上の優遇的取扱い
・協定の定める義務についての猶予期間を自ら設定できる
・先進国、国際機関等からの**技術協力等**を求めることができる　等
（３）　ＷＴＯ紛争解決手続きの適用　等

WTO事務局（スイス・ジュネーブ）

技術協力

- 開発途上国からの技術協力のニーズ。
- **我が国は、世界税関機構（WCO）等の関係機関とも連携し、開発途上国に対し必要な技術協力を実施。**